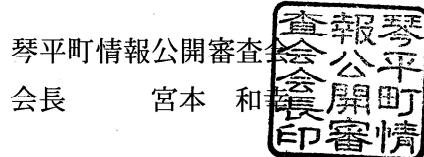


元琴情答申第4号
令和2年3月4日

琴平町長 片岡 英樹 様



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 町長

諮 問 日 令和元年12月12日（元琴総発第116号）

事 件 名 令和元年11月7日付元琴総発第97号による行政文書非公開決定処分に関する件

第1 審査会の結論

実施機関が、令和元年11月7日付けで行った行政文書不存在のため非公開とした判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、琴平町長に対して、令和元年11月1日付けで、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

「琴平町水道事業会計予算書（下記年度毎）記載事実の、予定収支の各項の経費の金額を流用することができる場合の金額

- ①H5年度 営業費用 199,230千円 営業外費用 59,597千円（第5条）
- ②H6年度 営業費用 254,399千円 営業外費用 57,233千円（第7条）
- ③H7年度 営業費用 245,824千円 営業外費用 65,376千円（第7条）
- ④H8年度 営業費用 214,280千円 営業外費用 87,012千円（第8条）
- ⑤H9年度 営業費用 241,358千円 営業外費用 114,931千円（第6条）
- ⑥H10年度 営業費用 271,189千円 営業外費用 102,871千円（第5条）
- ⑦H11年度 営業費用 270,922千円 営業外費用 114,499千円（第7条）

⑧H12年度 営業費用 279,627千円 営業外費用 114,932千円（第7条）

における算定の根拠となった資料の全て。更に実際の運用におけるその事実内容を確認できる資料の全て。既に公開されているものを除く。」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和元年11月7日付けで、行政文書不存在のため非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年11月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非公開の理由が不備、齟齬しており、また虚偽であり、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象文書不存在とする本件処分の理由が不明である。

(2) 審査請求人が公開を求めた「予定収支の各項の経費の金額を流用することができる場合の金額（経費流用限度額）は、毎年、水道事業会計予算書に計上されているものであるため、その運用の事実がないとしても、計上の根拠となる規定・規則などは存在していなければならない。

(3) 每年計上される経費流用限度額の内容にかかわらず、その目的・根拠は当然存在していなければならない。

(4) 目的及び根拠、更には計上の規定・規則の存在しない費目などは、会計法上あり得ない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書のうち、予算書記載金額の算定根拠となる資料は、予算書を作成する際に当時の水道課が作成又は取得し保有していたと推測できる。また、本件対象文書のうち、実際の運用における事実内容を確認できる資料も、当時の水道課が水道事業を行なう際に作成又は取得し保有していたと推測できる。

よって、本件対象文書は、当時の水道課が保有していたことが推測できる。

そして、実施機関は、当時の水道課が作成又は取得し保有していたと思われる当該対象文書を、当時の水道課から取得する必要性・必然性はなく、現に取得していない。仮に、実施機関が、本件対象文書を当時の水道課から何らかの理由で取得し、

過去において保有していたとしても、現在まで保有し続けておく必要性・必然性はなく、現に保有していない。

(2) よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

令和2年2月4日までの当審査会に提出された関係書類並びに当審査会に対して行われた審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件処分で実施機関が本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性が争点となる。

2 本件処分で実施機関が本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性について

(1) ア 本件請求のうち、琴平町水道事業会計予算書記載の予定収支の各項の経費の金額を流用することができる場合の金額の算定根拠となる資料は、当該予算書を作成した当時の水道課が、当該予算書作成の際に作成又は取得したものと認められる。また、実際の運用における事実内容を確認できる資料も、当時の水道課が水道事業を行なう際に作成又は取得したものと認められる。

よって、本件対象文書は、当時の水道課が過去に保有していたことが認められる。

イ 当時の水道課が保有していた文書のうち、保存期間経過しているものは既に廃棄されて存在していないこと、香川県広域水道企業団発足時に存在していたものは全て同企業団に承継されていること、実施機関は当時の水道課又は香川県広域水道企業団から本件対象文書を取得していないこととする実施機関の説明に不自然・不合理である点は認められない。

ウ 本件対象文書の作成・取得について、実施機関に法令上、例規上義務付けられているとは認められない。

(2) よって、本件処分で本件対象文書を保有していないとした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、実施機関が保有していない場合でも他団体から取り寄せて公開する義務がある旨の主張をしている。

しかし、情報公開条例は、実施機関が保有する行政文書の公開を請求する権利を認めているにすぎず、他団体が保有する文書を取り寄せるごと及び取り寄せた文書を開することを求める権利まで認めているものではない。

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも情報公開に直接関係せず当審査会で審議すべき事項ではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和元年 12月 12日 諒問（元琴総発第 116号）の受理
- (2) 令和2年 2月 4日 審議

以上